

基調講演 (13時30分～)

「防げる、治せる、認知症」

森 啓 氏 (大阪市立大学教授・日本認知症学会理事長)



ランチョンセミナー(11時50分～13時10分)

「福島第一原発事故問題の真相」

岩本 智之 氏 (元京都大学原子炉実験所・日本科学者会議)



第5回 日常診療経験 交流会のご案内

「防げる、治せる、認知症」をメインテーマに、6月19日に第5回 日常診療経験交流会を開催します。歯科保険医協会創設40周年、保険医協会50周年、保険医協同組合創設40周年記念の一環事業です。先生、ご家族・スタッフの参加をお待ちしています。

日 時 6月19日(日) 9時30～16時30分
 会 場 M&Dホール ほか
 参 加 費 無料(昼食代別途)
 申込方法 協会06-6568-7731まで事前にご連絡ください。

歯科からの分科会演題発表

- ◆予防歯科チームの崩壊から再生へ—イノベーションをめざして— 福原 稔氏(吹田市)
- ◆日本弁護士会の「集団フッ素洗口・塗布の中止を求める意見書」を検証する 山上紘志氏(堺市)
- ◆東日本大震災 歯科支援の報告と課題 戸井逸美氏(生野区)
- ◆カゼ及びインフルエンザに対する口腔ケアからの予防提言 土井英暉氏(東成区)
- ◆義歯に名前を！(仮題) 西川眞二氏(東大阪市)

スケジュール

9時30分～	分科会演題発表(第1・第2分科会)
11時50分～ 13時10分	ランチョンセミナー 「福島第一原発事故問題の真相」
13時30分～ 16時30分	基調講演・シンポジウム ▶基調講演「防げる、治せる、認知症」 ▶シンポジウム 嶋田クリニック(堺市)院長 嶋田 一郎氏 村内歯科医院(尼崎市)院長 村内 光一氏 認知症の人と家族の会 勝田登志子氏 ケアマネジャーの立場から(予定)

震災被災者に係る保険診療の取扱い 社保研究部

被災者が医療機関を受診した場合、「保険証の有無」「一部負担金『免除・猶予』」に該当するか否かにより保険請求の方法が異なる。6月診療分までは以下の取り扱いにより対応されたい。

被災された方々が診療に見えた際には 下記の点にご留意ください。

1. 保険証の提示がなくても保険診療ができます

被災により、患者さんの保険証が紛失するなど、提示ない場合でも、患者さんの
 ・氏名、生年月日
 ・住所(国保、後期高齢者医療制度の方の場合)
 ・事業所名(被用者保険の方の場合)
 を確認し、保険診療として取り扱います。

2. 以下の方々には窓口で一部負担金等を支払う必要がありません

患者さんが窓口で以下に該当することを申し出た場合には、一部負担金等を受け取る必要はありません。

- (1) 災害救助法の適用地域(東京都を除く)の住民(地震の発生以後、他市町村へ転出した者を含む)であり、
- (2) 以下のいずれかに該当する方

- ① 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
- ⑥ 原発の事故に伴い、政府の避難指示及び屋内退避指示の対象となっている方
- ⑦ 原発の事故に伴い、原子力災害対策本部長の計画的避難区域及び緊急時避難準備区域指示の対象となっている方

医療機関は一部負担金等の額も含めた全額を保険請求してください。

3. 保険者が特定できなくても医療費は医療機関に全額支払われます

保険証の提示が無い場合には保険者の特定をしていただくようお願いしていますが、保険者が特定できなくても、保険請求することができます。

(平成23年4月15日付 厚生労働省保険医療課事務連絡一部改変)

「本紙2011年4月5日号6面」に掲載した一部負担金の免除・猶予が適用される地域に以下の市町村が追加された。

●災害救助法適用地域について(2011年4月22日現在)

計画的避難区域	川俣町の一部、葛尾村、浪江町
緊急時避難準備区域	川内村、広野町

●被災者生活再建支援法の適用市町村(2011年5月2日現在)

青 森 県	三沢市、水戸郡階上町
茨 城 県	古河市、結城市
栃 木 県	足利市
千 葉 県	市川市、印西市、印旛郡栄町、印旛郡酒々井町、香取郡多古町、香取郡東庄町、佐倉市、山武郡横芝光町、銚子市、東金市、富里市、成田市、船橋市、松戸市、八千代市

1. レセプトの請求

●「一部負担金」の免除・猶予の場合

請求方法	記載内容	公費医療対象者
紙レセプト	欄外上部→赤字で「災1」 一部負担金欄→支払猶予と記載	医保単独として取り扱う。「公費負担者番号」「公費受給者番号」欄は記載しない。
電子レセプト	特記事項→「96」 保険者レコードの免除区分→「3」 摘要欄→先頭に「災1」	

●「保険証」を提示できない場合

【紙レセプト】

保険種別(請求先)	記載内容	記号・番号が不明の場合は欄外上部に赤字で「不詳」とし、あわせて左記内容を記載する
社保(支払基金)	事業所名	
国保・後期高齢者(国保連合会)	住所 国保組合は、「組合名」を記載	
不明	連絡先	

【電子レセプト】

保険種別(請求先)	記載内容
社保(支払基金)	保険者番号→「99999999」(8桁) 記 号→記載不用 番 号→「999999999」(9桁) 摘 要 欄→「不詳」、事業所名、連絡先
国保・後期高齢者(国保連合会)	社保の「事業所名」に替えて「住所」を記載。国保組合は、「組合名」を記載
不明	連絡先

2. 診療報酬請求書の記載内容

保険種別(請求先)	記載内容
社保(支払基金)	保険区分が不明の場合は、備考欄に未確定分である旨を明示し、その横に件数、診療日数、点数等を記載
国保・後期高齢者(国保連合会)	国保分と後期高齢者分を区分して、不明分のみを作成
不明	医療機関の判断で支払基金か国保のどちらかに請求

▶ご不明な点があれば、協会までお問い合わせください。